

## エキスパート認定試験実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、将来にわたり取り組むべき課題のある専門分野において、その課題解決のために必要となる専門知識、能力及び経験を活かし、組織目標の実現に貢献する職員（以下「エキスパート職」という。）を認定する試験（以下「認定試験」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(エキスパート職の認定等)

第2 市長は、職員のキャリアデザインの実現を支援することで、モチベーションの向上及びパフォーマンスの最大化を図るとともに、複雑高度化する行政課題及び多様な市民ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、エキスパート職の認定を行うことができる。

2 エキスパート職を配置する専門分野については、別に定める。

(役割)

第3 エキスパート職の役割は、次に掲げるものとする。

- (1) 専門知識、能力及び経験を活かし、特定の領域における業務の執行及び管理を行うとともに、前例がない等難易度の高い業務にも率先して取り組むこと。
- (2) 専門分野における調査研究及び職員の指導育成を通じて、知識経験を組織的に継承すること。
- (3) 全庁に対し、専門分野に関する政策及び計画の策定について支援すること。

(受験資格)

第4 認定試験の受験資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- (1) 主査である者のうち、当該認定試験の実施日の属する年度の末日において、行政職給料表（一）若しくは企業職給料表（一）の3級以上又は教育職給料表の2級以上に通算して5年以上在級する者
- (2) 行政職給料表（一）又は企業職給料表（一）の4級若しくは5級又は教育職給料表の3級若しくは4級に在級する者
- (3) 行政職給料表（一）又は企業職給料表（一）の6級以上に在級する者のうち、4級又は5級に降任することを希望する者
- (4) その他市長が必要と認める者

2 前項のほか、設置する職に応じた必要とする資格及び経験等については、別に定める。

(欠格事項)

第5 認定試験の実施日において、次のいずれかに該当する者は、第4の規定にかかわらず、当該認定試験の受験資格を有しないものとする。

- (1) 地方公務員法第28条第2項により休職を命じられている者（公務及び通勤に起因する場合を除く。）
- (2) 茨木市職員安全衛生管理規則の規定による休養、療養を命じられている者（公務及び通勤に起因する場合を除く。）

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令等の規定により就業を禁止されている者（産前産後休暇により休務している者を除く。）

(4) 停職の処分をされている者

(5) その他別に定める者

（公募）

第6 市長は、認定試験を実施しようとするときは、適切な方法により公募を行うものとする。

（認定試験の方法）

第7 認定試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第1次試験は、書類審査及び人事評価により、第2次試験は、プレゼンテーション試験及び個別面接試験により行う。

2 書類審査及びプレゼンテーション試験の方法は、別に定める。

（採用者の認定）

第8 市長は、エキスパート職に相当する専門性を有すると認められる者を採用した場合は、当該採用の日にエキスパート職に認定することができる。

（配置）

第9 任命権者は、エキスパート職に認定された職員を、原則として当該認定試験又は採用試験を実施した年度の翌年度に専門主事又は上級専門主事として配置するものとする。ただし、職の状況等により配置に至らなかった場合は、当該職が必要となった場合等に、適宜配置する。

（認定の取消し）

第10 市長は、次のいずれかの事由に該当するときは、エキスパート職の認定を取り消すことができる。

(1) 人事評価の結果等によりエキスパート職としての適性に欠けると判断されたとき

(2) 職員から辞退の申し出があったとき

(3) 専門分野において将来にわたり取り組むべき課題が解決又は消滅したとき

(4) その他市長が特に必要と認めるとき

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（実施日）

1 この要綱は、令和6年2月27日から実施する。

（経過措置）

2 令和5年3月31日以前において、行政職給料表(一)又は企業職給料表(一)の3級又は4級に在級していた者の第4第1項の規定の適用については、当該各級の在級期間を、それぞれ1級下位の職務の級の在級期間とみなす。